

高知工業高等専門学校学年会規則

制 定 平成28年 2月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第18条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校学年会（以下「学年会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学年会は、各学年の運営に係る詳細事項の連絡調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 学年会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学年主任
- (2) 各担任・副担任及び各学年団メンバー
- (3) 学年主任が必要と認めた者

2 学年主任は、学年会を主宰する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、学年会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。